

別記様式第1号（第12条関係）

受付番号	平成27年 第 1 号
受付日	平成27年 1月 6日
送付日	平成27年 1月 6日
答弁受理日	平成27年 1月19日

文書質問書

四日市市議会基本条例第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり質問いたします。

質問者氏名	中川 雅晶
所管部局	総務部

【件名及び質問の要旨】

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律（障害者優先調達法）」が平成25年4月1日から施行され、地方公共団体等においては、障害者就労施設等からの物品等の調達推進を図るため、毎年度、調達目標を含めた調達方針を策定・公表することが義務付けられました。

本市においても調達方針を策定し、調達実績も平成24年度 264,320円、平成25年度 818,400円と公表されています。また、各部局に対して、障害者就労施設等が提供する製品・サービスのリストを発信し活用を促されています。しかしながら、障害者就労施設と市の各部局双方にとって有益ならびに効果的に推進されているとは考えにくいのが現状です。

課題として考えられるは、はじめに、市の需要品等の情報入手方法や発注窓口が分からないといった情報に関する課題があります。次に、市は障害者就労施設の製品・サービスの一覧を集めているが、需要と供給のミスマッチの課題があります。次に、市が発注に必要な品質を満たした製品・サービスかどうか確信できない製品・サービスの質に関する課題があります。また、大量発注に対応できない、納期が守れない等の納期等生産体制に関する課題があります。さらに、長年取引してきた民間事業所との関係の課題もあります。

そこで、課題を認識した上で障害者優先調達法の趣旨に基づき四日市市における障

害者就労施設等からの調達を推進するため、まず受注窓口の一元化ができないか。また、需要と供給のミスマッチ解消や製品・サービスの品質・生産能力を双方が確認できるプレゼンテーションの機会を定期的を開催することはできないか。さらに、推進体制として当該事業の受発注を実際には行わない調達契約課が担当する事は適切ではなく、推進体制の見直しが必要であると考えますが、平成 26 年度の推進並びに実績から見える課題、そして 27 年度方針に向けたお考えと併せて見解をお伺い致します。